

〔商品概要説明書〕

据置型定期預金

(平成25年1月4日現在)

1. 商品名	据置型定期預金「みなと物語」
2. 預入対象	個人のみ
3. 期間	最長5年 預入日から6か月の据置期間が必要です。 預入時のお申し出により自動継続（元金継続又は元利継続）のお取扱いができません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 1円以上上限なし 1円単位
5. 払戻方法	①満期日以後に一括して払い戻します。 ②一部解約は1万円以上1円単位で払い戻します。 但し、一部支払後残高が1万円を下回らない範囲でお引き出しください。 また、当初お預け入れ金額が300万円以上の場合は、お引き出し後300万円を下回らない範囲でお引き出しください。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	預入金額および預入期間により適用金利が異なります。 <金額階層別の店頭表示金利> ①1円以上300万円未満 ②300万円以上 <金額階層別の預入期間に応じた段階金利（7段階）> ①預入日～6か月未満 ②6か月以上1年未満 ③1年以上2年未満 ④2年以上3年未満 ⑤3年以上4年未満 ⑥4年以上5年未満 ⑦5年 満期日以降に一括して支払います。 付利単位1円とした1年を365日とする日割計算 半年複利計算 ①預入日から半年毎応当日毎の日数に応じた日割計算 ②6か月毎の6か月未満の端数日数も日割計算
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・ マル優のお取扱いができます。 ・ 自動継続扱いで1万円以上の場合は総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率、貸越限度は担保定期預金90%以内で、200万円を上限とします。）
9. 中途解約時の取扱い	・ 預入日から6か月未満の解約については普通預金の金利で計算した利息とともに払い戻します。

10. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・ 満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。・ お利息には源泉分離課税（20%）が課税されます。 平成25年1月1日～平成49年12月31日までに受け取る利息については、20.315%の税金がかかります。・ 金利については窓口でお問い合わせください。
----------------	--

当行が契約している指定紛争解決機関
一般社団法人全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109（一般電話から）
または 03-5252-3772（携帯電話・PHSから）